

鞍手町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会設置要綱

平成27年4月30日

鞍手町告示第43号

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第1条に規定するまち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定及び推進にあたり町の実情に応じた自主的な施策を策定及び実施するため、鞍手町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 地方人口ビジョン及び総合戦略の策定に関する事項
- (2) 総合戦略の推進、検証及び見直しに関する事項
- (3) 前各号に掲げるもののほか、総合戦略に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げるもののうちから町長が委嘱する。

- (1) 行政機関の役職員
- (2) 公共的団体の役職員
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 行政職員
- (5) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、欠員を生じた場合は新たに補充し、任期は前任者の在任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は委員の互選によってこれを定める。
- 3 委員長は、会務を總理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 委員長は、会議において必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。
- 5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 委員会に委員をもって構成した専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、施策の策定にあたり、その内容について調整するものとする。

(事務局)

第8条 委員会の事務は、まちづくり課で行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年3月15日告示第20号抄)

第1条 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月27日告示第21号)

この告示は、公布の日から施行する。

# 鞍手町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会委員名簿

任期：令和6年1月4日～令和8年1月3日

選出区分		選出母体	役 職	氏 名
の行政 役政 職機 員関	教育（学）	鞍手町教育委員会	教育委員	山 田 伸 子
	産業（産）	鞍手町農業委員会	副会長	白 石 信 幸
公共的 団体等 の役職員	産業（産）	鞍手町商工会	会 長	内 田 一 美
	産業（産）	直鞍農業協同組合	常務理事	真 鍋 孝
	産業（産）	鞍手工業団地協同組合	専務理事	縄 手 寿 典
	産業（労）	大和ハウス工業（株）九州工場	主 任	橋 本 知 奈
	住民代表	鞍手町社会福祉協議会	会 長	新 谷 敏 江
	住民代表	鞍手町区長会	副 会 長	的 野 道 雄
有 学識 する 経験 者を	教育（学）	福岡教育大学	副 学 長	豊 嵐 啓 司
	金融（金）	西日本シティ銀行鞍手支店	支 店 長	金 田 貴 之
職行 政員	行政（官）	鞍手町	副 町 長	折 尾 敬 敏
合 計		11名（12名以内）		